

市長提出議案

市長の在任の期数に関する条例の廃止条例

○廃止の趣旨

川越市長の在任の期数に関する条例を廃止しようとするものです。

○施行期日

公布の日としようとするものです。

産業観光館の指定管理者の指定

○公の施設の名称

川越市産業観光館

○指定管理者として指定するもの

川越市連雀町8番地1

T KM株式会社

○指定の期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

川越駅東口駅前広場
改修工事請負契約の変更

○契約の金額の変更

変更前 985,608,000円

変更後 1,015,821,700円

(増加額 30,213,700円)

○工期の変更

変更前 平成31年3月26日から

令和3年2月26日まで

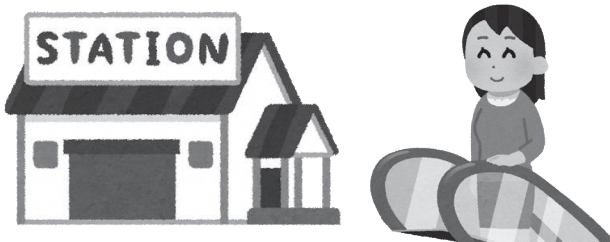
変更後 平成31年3月26日から

令和3年3月31日まで

(増加日数 33日)

○変更の理由

労務単価の上昇および施工方法の変更のため契約の金額および工期を変更する必要が生じたものです。



42件の市長提出議案を審議しました。各議案への質疑については、5～9ページを、討論は、9～10ページをご覧ください。採決の結果は4ページの議決結果一覧表をご覧ください。

一般職の職員の給与
に関する条例等の一部改正

○改正の趣旨

職員の期末手当の支給割合を改定するため、次に掲げる条例の一部を改正しようとするものです。

- (1)川越市一般職の職員の給与に関する条例
- (2)川越市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (3)川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例

○改正の内容

- (1)川越市一般職の職員の給与に関する条例
期末手当の年間支給割合を2.6月分から2.55月分にしようとするものです。
- (2)川越市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を3.4月分から3.35月分にしようとするものです。
- (3)川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例
期末手当の年間支給割合を2.6月分から2.55月分にしようとするものです。

○施行期日

一部を除き、公布の日としようとするものです。

